

第百六十二回国参議院内閣委員会會議録第十三号

平成十七年六月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月八日

辞任

工藤堅太郎君
松井 孝治君

補欠選任

松下 新平君
小川 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長 高嶋 良充君

理事

市川 一朗君
小野 清子君
岡崎トミ子君
森 ゆうこ君

委員

秋元 司君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
竹山 裕君
中曾根弘文君
西銘順志郎君
山崎 正昭君
小川 敏夫君
神本美恵子君
松下 新平君
円 より子君
風間 昶君
白浜 一良君
近藤 正道君
黒岩 宇洋君

衆議院議員

登 議 者 小坂 憲次君
登 議 者 宮腰 光寛君

登 議 者 後藤田正純君
登 議 者 西川 京子君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(食品安全) 棚橋 泰文君

副大臣

農林水産副大臣 常田 享詳君

事務局側

常任委員会専門員 鳴谷 潤君

政府参考人

食品安全委員会事務局局長 齊藤 登君
文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官 西阪 昇君
厚生労働省医薬食品局食品安全部長 外口 崇君
農林水産大臣官房審議官 高橋 直人君
農林水産大臣官房審議官 染 英昭君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○食育基本法案(衆議院提出)

○委員長(高嶋良充君) ただいまから内閣委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、松井孝治君及び工藤堅太郎君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君及び松下新平君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

食育基本法案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として食品安全委員会事務局局長齊藤登君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 食育基本法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○岡崎トミ子君 おはようございます。民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしくお願ひいたします。

二十代の後半のころから食というものについて大変関心を持ってまいりました。いろいろと、無農薬、減農薬ですとか、食品の安全ということでは添加物のないものをとか、いろいろ走り回ったりしたことが、そのころからなんですけれども、でも実際にここに来ますと、ついこの間、国会でドックに入りましてとか検査をしたら、脂肪肝なんて言われましたり、体重は削減しなさいなんて言われると、思うとおりに食べていると大変なことになると、やっぱり栄養のバランスというものをきっちりとか分かって食べていないと、私の六十一の年齢では少し考えなくちゃいけないなど、私自身はそういうふうにいるわけなんです。

それとは今度別にいたしまして、私の宮城県、市川一朗さんも同じ選挙区なわけなんです、民俗研究家の結城登美雄さん、六十歳がいっしょにいらして、今年度の文部大臣賞、芸術選奨の中で受賞されたんですが、この方は東北のおよそ六百ぐらいの箇所、過疎のところを中心になつて自分の足でずっと歩きまして、地元学を實踐されてき

ました。殊に、おばあちゃんから取材をすることが多かったわけなんです、さもない日々の生活の中にあるものを掘り起こして、そしてそれを見直して新しい地域づくりをつくっていく、人向き合いながらいくということを實踐されてきたわけなんです。

その中に、ついこの間合併して加美町になりましたが、旧宮崎町では、千五百世帯のところ、ふだん食べている、ふだん着の食べ物をみんな持ち寄ってみよう。それは大変食材が豊かなわけなんです。えつ、うちの食べているものなんかとつても恥ずかしくて出せないというふうに思っていて、本当初めは一割か二割だったんですけれども、最後のところでは千五百世帯のうち千三百食が集まって、それが食の文化祭となつて、今年三月三十一日まで九回行われた。そのうちに、これは農林水産大臣賞も食の文化祭は受賞しているんです。

私もそのお祭りに参加して、昔、村のいろんな労働力が足りないときに結いという形で出てきて、お互い助け合つて農家を、農業を営むという、そういう形のときの行事食ですね、その行事食を食べさせていただったり、あるいは、ずんだもち御存じでしょうか、豆すりですね。あれをすって、豆打、それに田舎ですから「ん」が入っちゃいます。ずんだもちというふうに言うんですが、そういうお弁当を食べたりして、町のいろんなところ、いろいろなおばあちゃんたちとおじいちゃんたちとお嫁さんたちと、奥さんたちと話をして、とても元気になつて、地域が活性化されたというのを見ます。それはやっぱり子供たちにもそれが伝わって、町に誇りを持つ、食べていることに誇りを持つ、もう九回も重ねられてきたということからそれを感じ取ることができて、これこそ、基本法という法律を作らなくても町の中から沸い

てきた食育だということを思います。

もう一つは、宮城県、これは私のところの選挙区、大変遠いところなんですけれども、唐桑にカキの養殖業をやっている畠山重篤さんは、森は海の恋人運動をもう十五年重ねていらつしやいます。六千人の子供たちにずっとその体験教育というのを行ってきました。つまり、カキというのは、子供たちはどんなえさを食べてこんなふうになるんですかという質問があるくらい、実はそうではなくて、森が豊かで川が健全で、その植物プランクトンが海に流れて、それを食べてこんなおいしいカキができるんだよということで、みんなで森に木を植える運動をしてきたということです。

北海道でも既にもう行っていて全国に広がっているものなんですけれども、これはもう環境の面から子供たちに伝えられてきた。これもやっぱり環境だけれども食育にもつながるものだなということを感じておまして、こういうふうな地域の中から全国の中で、もちろんいろいろ様々に食育と言われなくても行ってきた、あるいは法律が作られなくても行われてきたということを私は思っております。

今回は、参考人の方々からも大変いろいろなお話を伺いまして、改めてこの法律を中身を見ますと、この中身で良かったのかなという、本当に基本法を作らなければいけなかったんだろうかという思いを強くいたしております。

この法律の中で基本理念は七つも掲げられておりますけれども、その一番目に、第二条ですね、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。」となっております。これはどういう意味なのかなんです。つまり、国民が生涯にわたって健全な食生活を実現するために食に関する適切な判断力を養う必要があるということでしょうか。短くお願います。

○衆議院議員(小坂憲次君) 岡崎トミ子議員のお話を聞いておまして、正に食育の講演会に行つて講師の方のお話を聞いているような、またそうでありながら、またこれはお世辞のように聞こえる余りインパクトがなくなつてしまふんですが、大変、お年を言われましてけれども、見掛けよりもはるかに若くいらつしやるものですか、そういう意味で正に正しい健全な食生活を実施されている実践者であるということを痛感をいたしました。その岡崎委員の口からこの法律は必要ないと言われると非常に悲しく思うわけでございます。

ただいまお話をいただきました宮城県の食の文化祭、もう七回目。

○岡崎トミ子君 九回目。

○衆議院議員(小坂憲次君) ああ九回目。宮崎町というんでしょうか。

○岡崎トミ子君 はい。

○衆議院議員(小坂憲次君) すばらしいことですね。そういうことが全国各地で行われ、また都会でも行われていけば、恐らくこの法律もこのような時期に制定する必要はないかもしれません。しかしながら、今お話がありました、例えばずんだもちにしても、そういった豆がどういふふう

に作られるか、だんだん遺伝子組換えだのいろいろなものが出てまいりますし、またカキの養殖と

いいますか生育に関しても、従来ですと水は清く、そして森から流れてくる栄養素が的確に吸収さ

れ、何というんでしょうか、オイスターオイルというんでしょうか、非常に身の厚い豊かなおいしいカキが育つんだと思いますが、いろいろな食品

添加物やいろいろなものが水に溶けて流れていくというように、いろいろな地域で言われることもあります。

今、宮城県はそういうことがないまだ地域だと思っておりますが、そういう、どういふ地域に

積み重なって、そして正しい食生活、安全な、将来にわたって健全な、そして健康な国民を育てるということができようと思ひます。

以前はO157というような病気もありませんでしたし、BSEという問題もございませんでした。そういった問題が出てくる今日の食品の安全性に対する大きな不安、懸念がこの法律の必要性を私ともに警鐘を鳴らしてきたと思っております。

で、そういった意味で、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならないとしているのは、自主的にそういった知識を吸収しながら、将来にわたって、

今先生がおっしゃった、議員がおっしゃった、将来にわたって、生涯にわたる健康な食生活を実現するために食に関する適切な判断力を養う必要があるというのは、今おっしゃった、大切である、

健全な食生活を実現することが大変重要ですよということを言つて、なおかつ自主的に、押し付けではなくて、自らの判断力を養うようにしてくだ

さい、そういうことが望ましいことですよということをお勧めするという意味でございます。豊かな人間形成に資することを旨として、国も地方公共団体もそういう施策の推進に努めなければならな

いということでございます。

○岡崎トミ子君 この場合の健全な食生活とは何かなんです。安全性の問題は入りますか。

○衆議院議員(小坂憲次君) 健全な食生活というのは、おっしゃるとおり、安全性の問題も入ります。生活のリズムとして規則正しく食事をする。朝食の欠食という問題が学力にも影響するし、また、健康にも大きく影響するというのが分かっておりますし、栄養面でのバランスが取れて

いただく方がいいだろうと。そういうような中に、安全性の問題なども知識面として吸収していただくことが必要だということでございます。

○岡崎トミ子君 食品添加物の問題や農薬や、あるいは食物のアレルギの問題ですか、そういう一つ一つの問題について国民が適切な判断力を養うということが本当に健全な食生活、それだけで実現することができるといへば、私たちは、

もう長時間労働になっているサラリーマンが大変厳しい状況で働いている。子供が帰つてきて一緒に夕食を囲むというふうなことはもう不可能に近いような状況になっている。家庭生活と職業生活の両立支援法というものはまだ成立されてお

りませんけれども、女性の皆さんたちも、パートや労働条件の悪い中で一手に家事のことなども引き受けて、子育ても引き受け、あるいは介護なども引き受けてというふうな形で働いております。家事を担いながら低賃金で。国民の判断力、努力だけで健全な食生活を送ることができるとか、実現するのは困難なのではないかというふうに思ひますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(後藤田正純君) お答え申し上げます。

先生おっしゃるように、健全な生活というのは一つの政策をすればすべて解決するわけではありませんが、個々の家庭の事情とか個人の生活、すべてあらゆるライフサイクルに関連している問題だと思ひます。しかしながら、とはいへ、個々のいろいろなテーマを一つ一つ解決していかなくては健全な生活というのは保てないわけでございます。その中でやはり、このたび我々が提案させていただいた食育基本法によりまして、消費者が自ら判断するいわゆる情報をきちんと与えるべきというのを基本法にして、そして全国的に啓蒙していく、そういうことが今必要だという我々の認識でございます。

先ほど来の岡崎先生のお話で、宮城県では大変進んだことをやっていらつしやるということでございますが、実際、全国は肥満、生活習慣病が大

変

変

変増えているとか、残飯ですね、それがもう大変な量でございまして、飢餓、飢饉のアフリカに送ったら、彼らももう生命が助かるぐらいのそんな飽食の時代でございまして、そういう部分で改めて、おっしゃるよう消費者の判断力だけですべてが解決するとは言えませんが、それも大きなテーマの一つでございまして、そうすることによって、同時に生産者が今度は、消費者が勉強し始めているぞと、そうなること逆に生産者側もそれを注意してちゃんとしたものを作るようになるという、その二次的な効果も期待するところでございますし、既存の法律として食品安全基本法によりまして供給サイドに対しての法律はございまして、しかし、それによって、また同時に消費者の情報力を高めることによって、より生産者が注意する、こういった効果が今回の法律では見込めるものと考えております。

○岡崎トミ子 食にかかわっている行政でとか企業でとか、あるいは農業生産者でとか、その人たちが食を考える、あるいはその政策、施策の中心を十分に考える。これは、国民の皆さんに影響が与えられるものであるということで、そういうこと一つ一つを考えて改善の努力を続けていかなければいけないというふうに思っているんですけれども、この食の安全に関して、消費者が選ぶ力を養うように求められているんですね、この法律でも、でも、本当は生産者とか加工者、こちらの方の人たちの責任、これが大変重要だというふうに思っておりますけれども、その点に関して、安全なもの以外は作ってはならないというぐらいい、売ってはもういけないというぐらいい、というふうな本当にただ選択ということだけでは難しいのかなというふうに思っていますが、こちらの方の責務はいかがでしょうか。

○衆議院議員(後藤田正純君) 先生おっしゃるとおり、供給サイドの責任は大変重うございまして。先ほど申し上げましたとおり、安全なものしか作ってはいけないということは、もう既に食品安全基本法でこのことは規定されていることでござ

いまして、さらに我々は、今回の食育基本法によりまして、第十二条に書いてありますとおり、生産者は国及び地方公共団体のいような活動に積極的に協力しなくてはならないという規定も設けましたので、その点について、さらに生産者が、今までの食品安全基本法に加えまして、食育基本法によって消費者の情報レベルが上がる、国、地方公共団体の責任も重くなる、その中で更に安全行政、安全に対しての認識が高まるという、この相互作用をねらっておりますので、その点の御理解もいただきたいと思います。

○岡崎トミ子 もう一つ、食品添加物の方の安全性なんですけれども、この基本法を契機にこの食品添加物の安全性、この見直しも一段更に進めていかなければいけないと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(後藤田正純君) 先生の御指摘の添加物問題、私も前回の委員会でもいろいろ議論させていただきましたが、私も大変関心を持っています。テーマでございまして、これにつきましては厳格な評価を行った上でその使用を認めるという、そういった安全性の確保が今図られているところでございます。今でも数十個の添加物を使ったものを使用するかしないか、今、いわゆる客観的な科学的データに基づいて今調査をしているところでございます。そういった、これからは、もちろん食品安全委員会の活用も含めまして、サイエンスフィックな客観性のあるデータに基づいて、添加物問題につきましてもきちんと決まりを持っていく。そして、国際的ないような機関との協調もしていく。

前にも申し上げましたが、日本より海外の方が厳しい規定もあったり、一方で日本の方が厳しく科学的な決まりもございまして、そういった点は国際的に、これから我が国は食品安全委員会を通じ、そして科学的な学者さんを通じて、その点についてはこの基本法成立後より一層、また先生にも御指導をいただきながら、その点はチェックしていきたいと思っておりますので、よろしく願っています。

○岡崎トミ子 この内閣委員会でも食品安全基本法を審議いたしました際に、韓国などで、農業を削減するという削減目標をしっかりと持って、十年掛けてこのぐらいというふうな目標値を示して安全、安心なものを作ろうという努力をしてきた。農林水産省の方にそのことについての質問をいたしましたけれども、残念ながらあの段階では検討ということだけで、一歩進めるということはありませんでした。

この食育基本法を契機にして、農業の削減という問題に関しては一歩更に進んでいくのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

○副大臣(常田幸祥君) 先ほど、六十一歳、脂肪肝ということで、私のことを言われたたんですね。かと思つて大変ショックを受けたんですけども、気を取り直して御答弁させていただきます。

岡崎委員からの御質問であります。農作物の安定生産を図るためには病害虫や雑草の防除が重要であります。一方、消費者の食の安全、安心に対する関心の高まりや環境に配慮した農業の推進への要請にこたえていくことも極めて重要な課題だというふうに思っております。

そういった観点から、IPM、いわゆる総合的病害虫・雑草管理のことですけれども、いわゆるIPMは、天敵などを利用する生物的防除や農業による防除などを適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病害虫や雑草の発生を一定のレベル以下に抑制する管理手法であります。この手法について、国際的にも評価されております。今後、我が国においても一層の普及が必要だというふうに考えております。

農林水産省では専門家による検討会を開催しておりますが、実は今週水曜日に第四回目の検討会を実施いたしました。その案の取りまとめをしたところであります。今後、IPM実践指針の策定を進めていくとともに、より一層農業の使用を必要

最小限に抑えるための取組を進めていきたいと思っております。

委員御指摘のとおり、消費者に支持される食料供給でなければ我々の取組は評価されないというふうに思っておりますので、農業の問題は極めて重要と考えておりますので、今後とも全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岡崎トミ子 今の農業を削減するというのは、残留農薬の問題で私たちはいろいろ心配なことがあって、私は、食品安全基本法の審議のときにも、実際七百種類ぐらいの農薬が食用として使っているわけなんですけれども、その残留基準は二百四十しかなかった。基準のないものについて幾ら残留してもこれは販売の規制というものができなかった。つまり、残留基準のあるものが規制されて法運用ができたというようなことがありますが、それではいけないということと、これが二〇〇三年五月三十日に食品衛生法の一部改正する法律が公布されて、三年以内にということと、いよいよ来年、こういうことに関して、残留する農薬、動物用の医薬品、あるいは飼料添加物についてのポジティブリスト、こういうものが導入されることになっているんですが、これだけの審議をするのにも一時間掛かります。これは、私は来週でたら行政監視の方では一時間質問をしたいというふうに思っております。ここまでは議論をしているとほかの学校給食とかできなくなってしまうのでやめておきますけれども、是非、新しく始まる場合にはパブリックコメントをしっかりと取って、一生懸命頑張っておられる方々の御意見も聞いていただきたいと思っております。

次、厚生労働省の方にもお伺いしておきたいと思っております。この食育基本法が成立した際のポストハーベストに関してどのような取組強化が行われますでしょうか。

○政府参考人(外口崇君) ポストハーベストを含

みます食品中に残留する農薬については、食品衛生法に基づき基準を定め、基準に合致しない食品についてはその流通等を禁止しているところであります。

また、先ほど議員から御指摘ございましたように、平成十五年五月の食品衛生法の改正によりまして、ポジティブリスト制度、これは残留基準値が設定されていない農薬等を含む食品の流通を原則禁止するという制度で、十八年五月までに導入することとされたところでありますけれども、現在そのための作業を鋭意進めているところであります。

厚生労働省といたしましては、今後とも、こういったポストハーベストも含む残留農薬について、ポジティブリスト制度の円滑な施行に向けた取組など、安全性確保対策を一層進めてまいりたいと考えております。

なお、食育を進めるに当たりましては、御指摘のこの食品の安全性の問題についての御理解を深めていくことが大変重要であると考えております。

○岡崎トミ子君 提案者から、農林水産省から、厚生労働省からそれぞれ、この基本法が成立されることを機に一歩いろいろ進めていってほしいというところについて伺いましたけれども、十四条のところには財政措置ということが書いてあります、参考人の方に伺いましたら、この財政措置というのはにわかに信じ難いというようなことを言っているんです。どういうふうなこういうことが担保されて本当に後押ししてもらえるのかどうかだというふうに思ふんですけれども、これは本当に財政上の措置がとられると理解してよろしいでしょうか。どれぐらいの額を想定して、どんな形なのか、まず、この法案を作られたときにいろいろと議論をされたと思いますので、その辺のことについても聞かせたいと思います。

○衆議院議員(小坂憲次君) おっしゃるとおり第十四条では、食育の推進に関する施策を実施する

ため必要な財政上の措置を講じなければならないという旨規定しているわけでございます。本法の趣旨を踏まえまして、また本法に基づきまして食育推進基本計画が作成されました後は、同計画に基づきまして関係省庁におきまして必要な予算要求を行ってしかるべき予算が確保されることにならうと、このように考えているところでございます。

ちなみに、十七年度の予算では、関係費といったしまして、農水、文科、厚労、食品安全委員会とを合わせますと約百億でございます。百億弱になります。十八年度以降、この法律を通していただく中で、この予算というのは更に充実されるように、私どもも当然そういった意味でこの後押しをしていきたい、このように考えているところでございまして、よろしく御了解のほどお願いします。

○岡崎トミ子君 まず、心強く、財政措置もしていただけるようにということですので、ただいまの答弁は大変に重いものだというふうに思っておりますので、ともに私たちもチェックをしながら後押しをしていきたいと思っております。多分大変なのは財務省、ここがすべていろいろ厳しい、学校給食も大変厳しいということを知っておりますので、やっていかなきゃならない問題だなというふうに思っております。

今回のこの法案の内容、食料・農業・農村基本法があって、食品安全基本法があって、学校給食法があって、いろいろ重なる部分がございます。各省庁によって取組が行われておりますので、今まで何をやってきて、食育に関すること、これが不十分だと、そういうような反省があつて初めてその基本法というふうなうまく機能していくんじゃないかなというふうに思っております。

これまで伺ったところではどちらが上位法というのではないということですが、どういふふうなこれからやっていくような考えなのか、説明していただきたいと思っております。農林水産省、内閣府、文科省からお願いします。

○政府参考人(高橋直人君) 私ども農林水産省におきましては、今お話しした食料・農業・農村基本法に基づきまして、米を中心に水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成されます栄養バランスの優れた日本型食生活の実現、それから、農林水産業、食品産業に対する正しい知識の普及、地産地消を通じた地域の優れた食文化の継承、食品の安全性に関する基礎的な情報の提供、こういったことを図ることといたしまして、関係府省と連携して食育の推進に努めてまいったところでございます。

特に、現在食生活の改善に向けてまして、平成十二年に当時の厚生省、文部省、農林水産省で食生活指針を決定いたしました。パンフレットの作成、配布、イベントの開催その他そういった取組を進めてきたところでございますけれども、これは更に具体的な食生活の改善の行動に結び付けるために、何をどれだけ食べたらよいかを分かりやすく示すフードガイドにつきましては、現在厚生労働省と連携して検討を進めていると、こういった政策をこれまでに展開をいたしているところでございます。

○岡崎トミ子君 今後です、今後。今後どう変えていくのかということですか。

○政府参考人(高橋直人君) もちろん、これは関係府省それぞれの政策でございますが、今回の食育基本法の成立の暁には、こういった政策の相互の更なる一層の連携というものをきちんと深めていきたい。それから、こういった政策、今までのものと内容が特段急に法律を受けて変わるといふことはないんだと思えますけれども、むしろ新しいこういった食育基本法という一つの政府としての施策のその考え方を進めるコア、核はできるという意味で、そういった意味で非常に重要な意義があるというふうに私どもとしては受け止めております。

○政府参考人(西阪昇君) 文部科学省の取組につきましてはお答えをさせていただきます。子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食

習慣を身に付けさせるということが大変重要でございます。このような観点から、文部科学省におきましては、学校における食育の推進ということが大きな施策でございます。具体的には、学校給食を充実したものとして実施していくということとともに、学校における食の指導ということの充実ということに努めております。そのための施策といたしましては、教職員などに対する研修会やシンポジウムの実施、あるいは児童生徒用の食生活の学習教材の作成、配付ということなど取り組んでまいっているところでございます。

今後につきましては、特に、本年四月から栄養教諭制度が開始されましたので、この制度を活用いたしまして学校での食育の指導体制の整備ということに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

また、家庭における取組ということも大変重要でございますので、文部科学省といたしましては、食に関する内容を含む家庭教育手帳というのを作成をいたしまして、乳幼児や小学生を持つ全国の保護者の方に配付するなど努めているところでございます。

今後とも、このような取組を関係省庁と連携してより充実して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○政府参考人(齊藤登君) 食品安全委員会といたしましては、食品安全基本法の規定に基づきまして、これまで食品の安全性の確保に関する情報の提供及びこれに関する意見交換、いわゆるリスクコミュニケーションでございますが、これの促進に努めてきておるところでございます。

具体的には、リスク分析の一環として科学的な観点から私どもの委員会が実施いたしますリスク評価の内容等につきまして幅広く国民との間で意思疎通を図るために、まず基本的に委員会はすべて公開で行っておるわけでございますが、具体的な取組といたしまして、消費者、生産者等、幅広い関係者が参加する意見交換会、これを実施してきております。また、食の安全ダイヤル等により

まして直接に相談をしていただく、そういう体制も取ってきております。それから、季刊誌とかパンフレット、こういうものの配布、それからホームページの充実というような形で情報提供を今まで行ってきたとあります。

食品安全委員会としては、今後とも食育の重要性を踏まえつつ、引き続きこれらのリスクコミュニケーションの活動につきましても十分努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○岡崎トミ子君 本日に、事務的な負担が増えて本日に大変だなどという、そういうことを今のお話を伺って感じたわけなんです。最初に農林水産省で各省と連携をしながらされてきたということなんです。食育推進連絡会議というものが平成十四年に設置されて、既に文科省、厚生労働省、農林水産省というふうにこれ連絡会議を構成してこの形をつくったわけなんですけれども、これは機能したんでしょうか。農林水産省にお伺いしておきたいと思っております。

○政府参考人(高橋直人君) 平成十二年の三月に当時の文部省と厚生省、それから農林水産省が共同で食生活指針、これを策定したところでございまして、それを機に食生活指針推進連絡会議、こういうものを設置いたしました。平成十四年十一月になりました。この推進会議につきまして、その食育という観点を明示的に取り入れて更にその施策の連携を図るということで、現在の食育推進連絡会議、こういうものを設置しております。

これまでの活動といたしましては、相互の施策の調整、あるいは三省の共同での講演などのいろいろなシンポジウムの開催とか、そういうイベントの開催、そういったものを行ってきております。

○岡崎トミ子君 事前に調べたところでは、他の省庁は事務局会議は一回しか開かれていなかったということなので、これは何の意味もほとんど持たなかったと、事務方でお互いに何かやってせっかく設置したものは機能していなかったと他のと

ころでは言っているわけなんです。これはきつちり反省をして、それが今回の法案の中には生かされていかなければいけないというふうに思っております。その反省がちゃんと聞かれなかったので申し上げたいというふうに思っております。

それから、文科省なんですけれども、栄養教諭のことについて触れられました。実はここを四月からスタートさせたときに充実していかなければいけないんですが、今までのところの自治体がこの栄養教諭という制度を生かしましたでしょうか。

○政府参考人(西阪昇君) 先ほどお答えいたしましたように本年四月から制度が発足ということでございますので、全都道府県におきましては、学校栄養職員に必要な単位を取得させる養成の講習会というのを今年度中に全都道府県で実施をいたしまして、その単位取得によりまして栄養教諭の免許を発行するというような状況になります。で、多くの都道府県におきましては来年から配置ということが多くございますが、一部の県におきましては、学校栄養職員の方で既に教員の免許を取得されている方につきまして、必要な単位取得を早急に対応いたしまして既に配置をいたしておりますところがございます。具体的には、高知県と福岡県で今年の四月から配置をいたしております。

○岡崎トミ子君 つまり、この食育基本法は大部分前から準備されていて、なかなか提案者の方から言うところの目を見なかつたということ、当然文科省はそのことをキャッチして、栄養教諭制度をきちんとやっていくということを学校給食に大変有効なものだということを考えますと、これ一つ、二県しかまだされていないんですけれども、そういう準備というのはもうあつてしかるべきだったと思うんですね。今までの栄養士の皆さんだけでは駄目だし、教育委員会も機能してこなかった、だから全体を見渡してやる栄養教諭制度というものをつくられたと思うんですけれども、やはりこういうものに併せてもう既に、免許を取得させてスタートするときに各県にきちんと配置できるよ

うな、そういう指導をしていってほしいなというふうに強く願っております。お願いいたします。そこで、今も地産地消というところが出ましたけれども、その地産地消と旬産旬消、参考人の方もこの食育基本法の中で何が大事か、中村参考人は旬と命というふうに言っております。その地で生産してその地で消費するだけではない、その旬の時期に取り入れるということがいかに大事かというところを言っているわけなんですけれども、その基本法の中で、この地産地消、旬産旬消というのは推奨していくものというふうに提案者の方に伺っておきたいと思っております。

○衆議院議員(小坂憲次君) 先ほど先生、岡崎トミ子さんが宮城県のおっしゃったように、地産地消、旬産旬消というのは、この安全性の面からも地域でずっと長い間検証されてきた、その習慣の食生活の中に溶け込んでいるものだと思っております。そういうものを生かした食の文化祭が行われたという話がありましたけれども、そういったものをもう一度この基本法の中でみんなに考えていただいて、そして地産地消、旬産旬消を推進していきたい。正におっしゃっているとお

り、私も同じような気持ちで、これを推進していくことが健全な食生活というものを培っていく大きな力になる、またそういう意味で再認識をしていただきたいというものも踏まえながら、国や地方公共団体が国民の食に対する理解の増進を図る、その上でこういうことも推進しなさいというふうに入れたところでございます。

○岡崎トミ子君 農林水産省に地産地消の定義、伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(染英昭君) 地産地消につきましては、この三月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画におきまして、地域の消費者ニーズに即した農業生産と生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組を、いわゆる地産地消として位置付けているところであります。ただ、これらの地産地消につきましては、いわ

ゆる地域の主体的な活動の中で、学校給食への地場農産物の導入であるとか、あるいは産地直売所での販売など様々な側面を持って取り組まれておりまして、必ずしも画一的なものではないというふうに考えております。

そういう意味で、生産者と消費者の顔が見え、話ができる関係を構築するための取組、こういうふうにご検討いただければと思います。

○岡崎トミ子君 そのエリアは割と狭いと考えていいんですね。今のよう、コミュニケーションができる、歩いて分かる、子供たちが学校給食で帰ってくるときにここで農業で生産されているのを見る、そういう割と近場の、エリアは狭い範囲というふうにご検討いただければと思います。

○政府参考人(染英昭君) 地域の問題につきましては、人によってかなり様々なお考えがございます。ただ、一般的に考えますと、地産地消というのはなるべく地域にあるものを使っていくということ、かなり距離の短いところでの流通、これをお考えではないかというふうにご検討しております。

ただ、県当たりで考えますと、県域全体を一つの地域ととらえながら、それで地産地消をやるというふうなお考えもあるのではないかと考えております。

○岡崎トミ子君 文科省の考える地産地消、学校給食の中ではどういう範囲のことをお考えなんですか。

○政府参考人(西阪昇君) 特に私も具体的な定義ということではございませんが、先ほど先生おっしゃいましたように、やはり児童生徒が生まれ育った、生まれ育っている地域あるいは郷土というふうなところで取られる食材ということを推進していくということが重要ではないかというふうにご検討いただければと思います。

○岡崎トミ子君 それで、今、地産地消に取り組んでいる学校の割合を教えてくださいたいと思

○政府参考人(西阪昇君) 私どもの調査におきま

して、平成十四年と十五年でございますが、サンブル調査をいたしまして、当該学校が所在しております市町村産品あるいは県の産品も含めて給食に使用した実態ということをお調べたものがございまして、これはその食品数のベースでございますが、各都道府県で若干の数字の凸凹がございますが、全国平均いたしましたところ、平成十四年度は約二〇%、平成十五年度では約二二%の地場産物の提供ということの数字でございます。

○岡崎トミ子君 まだまだこれから地場産物を進めていかなければならないという実態が浮かび上がってまいりましたが、先日の吉武参考人からは、自分の国で食べるものは自分の国で作ることの重要性が指摘されております。

国内産の食品を食べるキャンペーンというのを分かりやすくやった方がこれいいんじゃないでしょうか。つまり、法律を作る、基本法を作るということよりも、本当に今、地場産物ということであれば、地場産物のものを食べていくと、そういう国内産のものを消費すると、そういうキャンペーンをなさった方がよろしいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○衆議院議員(小坂憲次君) 御提案の趣旨には大賛成でございます。

ただ、この法律を施行した上でこのキャンペーンをやればなお一層効果があると私どもは考えます。ですから、国内産の食品を食べるキャンペーンというのはいつやってもいいわけでございますけれども、この地場産物運動が全国的に認知され、そしてその盛り上がりの中でやっていけば、その結果はより飛躍的に向上するのではないかと、こう考えますが、いずれにいたしまして、キャンペーンをやることは私は大賛成でございます。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。
学校給食の問題で最も意図するところ、地域の生産されたそのものを取りたいというのが大変食と農の教育、つまり食育教育、食育というよりはむしろ食農教育の方が大事なんじゃないかと指摘されることも多いわけなんですけれども、学校

給食は三食の中の一食以上の大変大きな効果がある大事なものだという指摘もいただいておりますが、七日の参考人質疑の際に香川参考人から、給食は家庭の食事の延長線であることが望ましいという発言がありました。そこで、岡山県あるいは江戸川区の例を見ますと、大変素晴らしいものがございます。

つまり、栄養士に臨機応変に献立を作る権限があつて、変更する権限があつて、そのことが今の学校給食の在り方ではできないということが言われているわけなんです。その点に關して、その仕組みをどういうふうによつていったらいいのかということについてちよつと申し上げたいというふうに思ふんです。

地元の農産物を学校給食に使うことについて、生産者側、食べる側、それぞれが希望しても、それだけでは進まない。仕組みをつくらないと駄目で、安定供給も求められる。

そこで、福岡県宗像地区で注目したのが、組織のしっかりしている農産物の直売所。仕組みは、直売所から毎月一日に、翌月はこんな野菜を供給できますよという一覧表を作ってもらう。栄養士はその素材を使う献立を考えて発注する。直売所はそれを基に出荷する生産者を割り振る。そして、現在、宗像地区では二十二の小学校のうち十八校が四つの直売所の協力で地元産の供給を受けて給食に使っている。センター方式の場合にはこの直売所だけでは無理なので、JAとの協力という形で行っている。

地場産物を長続きさせるコツは、献立を求める栄養士を味方に付けることで、畑に案内して、どんな状態で栽培しているのかを見て、ファンになつてもらつて、初めから無理をしない、だんだん品物を増やしていく。仕組みをつくつたら、次は今度は子供たちに生産者のところに顔合わせをして、そして生産者と子供と一緒に給食を食べて交流をして、こんな苦労をしているよというふうには生産者が言いますと、やはり子供たちも交流後には、嫌いな野菜が出たらと聞くと、七割の子

供がおじちゃんたちの顔が分かつたので我慢して食べるといふ答えが出てきて、生産者も意欲がわいたと言ふんです。

三回農業をまいてみると、子供たちの顔を見ると、うん、二回にしよう、いや、これはやっぱ一回にしよう、有機にしようってだんだん変わつていったという。つまり、生産者を変えていった歴史もあるというふうな言ふんです。これはもう本当に社会も変えていく、子供たちに何を求めるのかから変わつていったという、そういうことがございまして、やはりこういう経験から子供たちが食べるということは給食のその場のことだけではないということを学んでいるというふうな思ふんです。

で、提案者の方に、こうして、この時期にこれが取れたといつて持つていつて変更できる、そういう仕組みの学校給食が香川先生のおっしゃつた家庭の食事の延長線上に学校給食があるというふうな点に繋がるといふんじゃないかと思ふんですけれども、こういう点に關して推し進めていただきたいと思ふんです、いかがでしょうか。

○衆議院議員(西川京子君) ありがとうございます。

大変今、岡崎議員の方から宗像市のすばらしい取組をお聞かせいただきまして、なるほど。かなり実際に、これは単に学校給食の問題だけでなく、全体の今の日本の食に關して生産者、作る側と食べる側、消費する側、食べる側との距離をいかに縮めるかと、このことが一番、食の安全、安心、そしていかに食料自給率を高めていくか、いろんな問題を含めての一番のポイントだと私は思つております。そういう意味で、本当に画期的なやり方で、大いにこれから参考にしていきたいと思ひますし、食育基本法の理念にも非常にかなつていふと思ひております。

そういう中で、現在の、現在置かれていふ学校の給食の現実といふのは、大変、確かに国全体の中での財政の問題とかいろいろな問題を含めておりますので、今のこいう、要するに学校栄養士が、

先ほど議員の方からお話がありました、栄養士制度がきちんと整つて、これからいかに学校にそれだけの方々が配置されていくかというのが一つの大きなポイントだと思ひますけれども、そういう中で、やはり学校全体の給食の一応の献立表として出さなければいけない。その中で、例えば子供によつてはアレルギーの子供なんかいたりする、そういう問題もあると思ふんです。ですから、きちんとしたある程度一定の計画表というものやはり出さなければいけないと思ひます。その中で、いかに現実的に旬のものを取り入れるかというの、それはまさに学校栄養士の働く大きな場であると思ひますし、その地域の行政、学校関係者の協力も必要だと思ひます、そういう方向で少しも動けるようにやはりこの食育基本法が大きな力になればと思ひます。

○岡崎トミ子君 地域で得られる食材を、農業に携わっている方の協力を得る。つまり、学校の給食の中に地域の農業にかかわっている人たちのアイデアをいただく、これぐらい実行してもらいたいと思ふんですが、提案者、いかがですか、西川さん。

○衆議院議員(西川京子君) 本当におっしゃるとおりだと思ひます。

この前の七日の参考人の御意見の中に、中村参考人でしたでしょうか、実は、何を食べるかということも大事だが、どう食べるかということが更に大事だと。一つの基本としては、やっぱり家庭で家族そろつて食べるということが基本でしようというところをおっしゃつておりましたが、その中でやはり学校給食が家庭の食事の延長線上にあるものだという考え方に立つとすれば、このいろんな人の思い、それがそこに反映される学校給食ということが本当に一番理想的だろうと思ふんです。

そういう意味では、生産者自体もそのものに責任を持つ、食べる方も生産者の思いを分かる、

○岡崎トミ子君　ありがとうございます。

やはり地産地消を実践している学校の割合を、

ここで言っていた

この食育基本法の理念に沿って考えれば、やは

第一部 内閣委員會會議録第十三号 平成十

○岡崎トミ子君 自校方式宣言と受け取っている

○岡崎トミ子君　今は何かめり張りはつきりしな

○衆議院議員（小坂憲次君） 私どももこの法律の

○岡崎トミ子君　だから、基本法を作らないで、

七年六月九日【參義完】

昨年、文部科学省は都道府県教育委員会に対

ここで言います学校給食の質というのは、食育

昨年の文科省のこのあれは八五年の通知という

というように、まあかなり多様な意味を含んでい

○政府参考人(西阪昇君) 昭和六十年の通知にお

○岡崎トミ子君 この昭和六十年の合理化通知の

○政府参考人（西阪昇君） 昭和六十年の通知は、

○岡崎トミ子君 この学校給食の質の低下について

○衆議院議員（西川京子君） 本法案の第三章の基

○岡崎トミ子君 あともう一分になってしまった

私は、最初に食の文化祭のことについて触れた

17

まり、だれが種をまいてだれが耕してそれを生産して、そしてそれをだれが料理を作って、そしてここに今食べることができるのかというこの一連のことがしっかりと分かつたらおのずと感謝の念というのがわいてくるものであって、私は法律でそれを規定するということは不適切ではないかなというふうには実は思っております。これはもう法律に載せられておりますので、こまめでやらないと駄目なのかなと。本当は体制をしっかりとしたいだいて、その体制があれば子供たちは自然に感謝の念も生まれてくるし、私たちはそういうふうにして育てられてきたなというふうに思っております。

これは私の感想でございますので、法律に規定すべきものではなかったということを申し上げておきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道です。

おとといの日に三人の参考人の先生方から大変有意義な話を伺いました。それぞれお三方とも、食育の大切さ、重要さ、これは十分踏まえておられますし、それぞれ食育の大変な実践家でもございました。しかし、この食育基本法の評価については私は分かれたというふうに思っております。その分かれた一番の要因は、やっぱり政府の果たすべき役割というか、政府がまず最優先でなすべきことは何なのかと。このことについてやっぱり評価が分かれ、そしてそれがこの法案の評価と結び付いていったんだと、こういうふうには思っております。

私はそう思っておりますが、やっぱり政府の一番最優先でなすべき役割は、安全、安心な食、そういう条件をきちっとやっぱり整える、そして可能最大限それが国内で賄える、こういう条件をきちっとやっぱり整えることだろうというふうに思っています。そうすれば、多くの国民はやっぱりきちっとした食に沿って生きていくんだらうというふうには私は思っています。そういう意味では、

政府がまず本来やるべきことをきちっとやっていくかどうか、その上で食育ということを言っているのかと、ここがやっぱり評価の分かれ目だというふうに思っております。

この法案をやつぱり批判する立場の方はおられますけれども、やっぱり政府が安全な食、安心な食、こういう条件を十分整えない、そして自給率も一生懸命やらない、農村の疲弊をやつぱり結果として放置をしている。そういうことをやつた上で、しながら、国民に義務だけを押し付ける、これはやっぱりたまらないと、そういう思いだろうというふうに思っています。私はそれがよく理解できます。

そういう意味で、この法案を見ますと、今の安心、安全な食とか、あるいは食料自給、そういうものを規定したものはこの七条と八条にあるのではないかと。ですから、この七条、八条を単なるお題目あるいは単なる冠にしてしまうのか、ここに本当に生命を吹き込んで、ここに具体的なものを盛り込む、あるいは速やかに具体法をやつぱり充実させる、施策を充実させる、こういうことがやっぱりあるかないかに懸かってくるというふうに私は思っているんですが。

そこで、提案者の皆さんに、この七条、八条、まあ、見方によつては全くこれは異論のない、本来は食品安全基本法とか食料・農業・農村基本法にも書かれていることなんです、ここにどんな思いを皆さんは込められているのか、どういうふうにしてこの法案の中のこの七条、八条を位置付けられておられるのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 二日前の参考人質疑のときの近藤先生のお話もビデオで拝見をさせていただきまして。今、食をめぐる環境というのは大変大きく変化をいたしてきておりますし、食料自給率の目標につきましてでも、先生もおっしゃっておいでになりましたとおり、この食生活の変化という原因があるのはこれは否めないというふうなお話もあったかと思えます。

総体的にこの食の大切さを我々日本人、国民がどこかに置き忘れてきたのではないかと。その中には、先生おっしゃる七条、八条の伝統的な食文化、環境の問題、それから農山漁村の活性化、食料自給率のほかに安全性の問題、これらの問題についてどこかに置き忘れてきた時代が長かったのではないかと。

政府がという部分は、これは当然あると思います。しかし、この間のこの大きな食をめぐる変化というのは、これは政府だけで、政府が環境整備するだけでその時代を、この忘れられた時代を取り戻すということは不可能であると。

私も、政府はもちろん、市町村ももちろんでありますけれども、国民全体として食の大切さを改めて認識をしていくと。そういう中で、伝統的な食文化、国産の農産物の大切さ、命の大切さ、そういうことを総体として、国民運動として食の大切さを改めて認識をしていくというのがこの法案のねらいであるというふうに思っております。

○近藤正道君 法案の第十六条に食育推進基本計画というものが掲げられております。その二の二、食育の推進の目標に関する事項というのが定められておりますが、この食育の推進の目標に関する事項に何を掲げようとしておられるのか、そして具体的な数値目標を掲げる用意はあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(宮腰光寛君) おっしゃるとおり、食育の推進の目標に関する事項を盛り込むということにされておまして、一定の数値目標を立てることは極めて重要なことであるというふうに考えております。

目標であります、例えば目標年度の設定でありますとか、目標年度における達成目標、これを、例えば数値目標といたしまして申し上げますと、教育ファームを増やすといったことでありますとか、朝食を食べない児童を減らすということでありまして、学校給食における地場産品の使用率の向上でありますとか、これらの目標数値を設定することが考えられるというふうに思っております。

具体的にどのような目標数値を掲げるかということにつきましては、この法案成立後に食育推進会議で議論されることが予定をされておまして、その中でできる限り複数、数多くの目標数値を立てていただくことが望ましいというふうに考えております。

○近藤正道君 できるだけ具体的なものを盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

今ほどのお話の中に学校給食における地場産品の使用率を具体的な数字で入れたら、という話がありました。先ほど、岡崎委員の話の中で、地産地消、全国平均二〇あるいは二二、こういう数字がありました。この法律ができますと、この地場産の使用率というものは格段に向上する具体的な数字が盛り込まれるんでしょうか。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 先ほど文部科学省の方からも実態についてお話がありました。平成十四年度の数値、全国平均二〇、一番高いのは五二の北海道でありました。平成十五年度の数値であります、これは一番高いのが五〇の熊本県、平均二二、東京の場合はどちらも一％でありました。

平均の数値でいくとこういう数字でありますけれども、私は、この食育基本法が制定されると直ちに三〇％に引き上げていく必要があると。少なくとも、長期的には現在の食料自給率の四〇％、ここぐらいまでは全国平均で引き上げていく必要があるのではないかと、こういうふうに考えております。

○近藤正道君 最後の質問に、たった一分であります。

この法律の八条に食の安全ということがうたわれております。七条にも環境との調和ということがうたわれております。安心、安全なものをつくりだすだけ自給をしていく、これがこの法の趣旨だというふうに思っております。そういう意味では、例えば隣の韓国、従来型の規模拡大から数年前から新環境型農業というものを打ち出してあります。

具体的にどのような目標数値を掲げるかということにつきましては、この法案成立後に食育推進会議で議論されることが予定をされておまして、その中でできる限り複数、数多くの目標数値を立てていただくことが望ましいというふうに考えております。

す。是非、この法律ができた時点には、有機農業あるいは新環境保全型農業、これをやっぱり大いに推進をしていただきたい。

今、超党派の議員連盟で有機農業推進議員連盟がありまして、ここで有機農業の振興法というものも検討されているようでありますが、提案者の皆さんの意気込みというものを是非お伺いをしたい、こういうふうにも思っております。

○政府参考人(梁英昭君) 有機農業につきましては、土づくりを基礎にいたしまして化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする農業であります。環境保全を重視する農業生産の一つの形態であると考えております。また、消費者の安全、安心の要請にこたえ得る農産物を供給するものであり、農林水産省としてもこれを大いに推進してまいりたいというふうにも考えております。

具体的には、農林水産省といたしまして、化学肥料や農薬の使用に関する、低減する技術の開発普及であるとか、また法律面におきまして、有機農産物などの表示の適正化を図るためのJAS法であるとか、あるいは環境保全を重視した生産に取り組み農業者に対する支援のための持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、この辺の所要の措置を講じているところであります。また、法制的な面での整備はできておるといふふうに考えております。

ただ、今後につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画に基づきまして、環境保全が特に必要な地域におきまして、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図るような取組に対する支援もやってみようというふうにも考えております。ただ、この先進的な取組につきましては平成十九年度からやる予定でございますので、今年度等の調査等も十分踏まえながら今後検討してまいりたいというふうにも考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後とも、環境保全型農業それから有機農業も含めまして大いに推進してまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

○衆議院議員(小坂憲次君) 今、役所の方ではそういう施策について述べましたけれども、私ども提案者としていたしましては、この食育運動全体を通じて、今、近藤議員がおっしゃったように、この有機農業の推進というものを国民的合意として推進してまいりたい、このように考えております。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。今日もこの食育というものについての議論をしていく中で、私も食育自身の本当に重要性、改めて認識しておるところでございます。加えて、提案者の皆さんの学校給食の自校方式への意気込み等を聞きますと、私も賛同する部分は多々ありますが、干ぐらつときておるところでございますが、ただ、やはり釈然としない点もありますので、わずかの時間ですけれども、皆様にその点をちょっとお聞きしたいと思っております。

やはり一つには、この法案、いい意味で多岐にわたっているんですけれども、わたり過ぎて、やはり今までの施策や法案等と重複とかがある。そして、そのことによつて様々な施策のきちんとした明確な責任の位置付けとか、こういったものが不明確になるのではないかと、若干そういった懸念を私は持っております。

例えば、基本法という名の付く法律、今まで二十九あると承知しておりますけれども、その中に食と名の付く法律は、食品安全基本法、そして食料・農業・農村基本法、二つございまして、このたび新たにまた食という名の付く基本法が加わるということでも、食育というものがどうやって整理されていくのかということも疑問に思っております。

並びに、今年に閣議決定いたしました新たな食料・農業・農村基本計画の中でも、これ食育というものもさっぱり明示され、国民的運動として展開していくと、こども記されているわけでございます。そう考えますと、今回の法律、食育を定義として条文にも盛り込んでいないということ、やはり不明確な感じが否めないわけでございます。

これに関連して、ちょっと細かなことなんです。第二十一条については質問させていただきます。ここ、第二十一条には健全な食生活に関する指針の策定という文言がございます。これは正に、先ほど申し上げた食料・農業・農村基本法の第十六条にも同じく健全な食生活に関する指針の策定という、この文言を受けて、いわゆる食生活指針が出てくるわけです。

この二十一条に示すこの指針というのは一体どういうものなのか、従前の食生活指針とは異なるものなのか、この点について簡潔にお答えください。

○衆議院議員(西川京子君) これは、今まで各都府県がそれぞれ、大変国民の健康、食生活に関しては様々な観点からのいろいろな運動が行われていたわけでございますけれども、食料の安定供給確保を図るために国民一人一人が主体的に食生活が見直しできるようにということで、平成十二年に農林水産省、厚生省、今、黒岩議員がおっしゃったように農林水産省でも出しております、文部省で作成されました食生活指針、いわゆるフードガイドなどがこれに当たるといふことでござい

ます。

○黒岩宇洋君 済みません、ちょっと今聞き漏らしたんですけれども、二十一条の指針というのはどういふものなんですか。食生活指針とは全く別個のものをやるんですか、新たに。

○衆議院議員(西川京子君) これらのものを指して食生活指針としております。

○黒岩宇洋君 ちょっとそれ大変分かりづらくて、他の基本法を受けて現実に今食生活指針というものがあって、このことを改めて二十一条で規定しているんですか。提案者、お答えください。

○衆議院議員(西川京子君) 本来、この食育基本法は、各省庁でいろいろそれぞれのポジションでやっていることを総括的にきちんと取りあえず整理して統合してみようということでこの法二十一条の書きぶりになっておりますが、具体的には各省庁で出しているガイドということになると思

います。

○黒岩宇洋君 いや、私はてっきりまた新たなものを作るんだと思ったんですけれども、そうなりますと、今のお答え聞くと、やはりかなり重複というものが、もう全くこれ重なっているというところになってしまっているわけですね。そうすると、今までの食生活指針が一体何なのか、そして新たな取組というものがあのかという、この疑問はいささかも消えないわけですよ。私、ここのところ時間取る気なかつたんで。

それで、ちょっと農水省にお越しいただいて、食生活指針、この認知度というものが約二割と聞いております。でも私は、この二割が本当にそんなに高いのかという疑問すらあるんです。私、選挙区に帰って食生活指針知っていますかと聞いたときに、何か専門職に就いている人以外で知っている方というのはほとんどいないんですね。農水省は五年間でこの認知度を四〇％に達成するという目標を掲げました。結果的にはできていません。

私は、この食生活指針って、読めば読むほどすばらしいものだと思うんですよ。これが貫徹すれば正に健全な食生活が私は確保できるものだと思うっております。せっかくこんなすばらしいものを作っておきながら、今時点、認知度は高まっている、そして新たな基本法を作る、このことについて農水省としてはどうお考えなのか、お答えください。

○政府参考人(高橋直人君) 現在の食生活指針は平成十二年に策定をしたところでございます。内容は十項目で、読みますと、極めてごく当たり前の、食生活に臨むごく当然のことが書いてあるわけでございますが、この五年間、委員もお話のように四割、認知度四割を目標にやってきたけれども、具体的な国民への認知度が低いというのはいや、これは、じゃあそれを実践する上で、具体的にどういふものを本当に食べたいのかということはいや、具体的には出ていなかった。

正直そこまでは、どういふものを食べたらいいのか分からないぐらゐの状態なのかという一つの気持ちも私どもの中にはあるんですけども、現実問題として何を食べたらいいのか分からないという声もありまして、そういった意味で、こういう食生活指針を出してもその具体的な行動に結び付かなかつたんじゃないかということがございます。

そういった反省に立つて、じゃ実際にどういふものを食べていったらいいのか、それが具体的に分かる、目で見て分かるような、フードガイドと私ども呼んでいますが、そういったものを今後出しまして、この食生活指針の推進に当たつての具体的な道しるべにしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、ちょっと申し訳ございません、先ほどのちょっと御質問で、政府側からちょっと一つ付け加えさせていただきたいと思いますが、現在の食生活指針は、食料・農業・農村基本法の中で、その十六条におきまして、その第二項でございますが、国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、その他必要な施策を講ずるということで書いておまして、一応、現在の食料・農業・農村基本法の中では食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するというところでいわゆる目的を限定しておきます。

そういった意味で、現実には作っているのはほかの観点も入れておられますけれども、そういった意味で、今現在、法律上の食生活指針の目的というのはいわゆる農業農村分野に特化された格好で書いてありますので、今度新しく出てくるものは、いわゆる別の観点が入っているという意味では少し違うんじゃないかというふうに受け取っております。

○黒岩宇洋君 もうちょっとそこで、時間ないんですけれども、幾つかの省庁のものを含めてこの二十一条だというのが、それだったら、新たなものとし

ては指針を作らないわけですから、余り変わりないんじゃないのかなという、こういう疑問点なんです。

もう最後に一言、提案者にお聞きします。

実はこの食生活指針というのも、やはりなかなか浸透していません。そして、この五年間で、まあ短い期間ではありますけれども、じゃ、食生活が変わったかというむしろ悪化しているという、私、そういったものも御懸念があつて今回の基本法を提案されたんだと思つております。

私の聞きたいのは、じゃ、今回食育基本法が成立したといたしまして、やはりいろんな基本計画も作ります。やっぱりこの食育というものを本当に効果的にどうやって皆様の、国としてもきちんと普及していけるのか、このことについて私どもが納得するような、そういった御答弁を最後お聞かせください。お願いいたします。

○衆議院議員(西川京子君) 黒岩議員に納得していただくのは大変努力を要するかもしれないけれども、先ほどのお話もありましたように、それ、各都道府県でやればばらばらにやっていたことを、やはり今なかなか効果が得られない、そういう中で、やはりひとつ基本的な目標が同じ認識の下に立とうじゃないかということ、お互いが相乗的に効果的な浸透策を図っていくということ、この二十一条に食育基本法の中の一つとして書いたわけでございますけれども。

そういう中で、やはりこれから、例えば食改さんですかね、そういうボランティアの方なり、あるいは各都府県なり、いろんなところでこれから更なる努力というのが一番、浸透させることの一歩かぎだと思つて、その一つの、浸透していくということに関しては、やはりこの食育基本法ができたという非常に大きなインパクトがあると思つて、そういうものの効果というのはいくら大きなものがあるんではないかと思つて、是非、今まで頑張ってきた皆様に更なる頑張りを期待したいと思つて、また、今、今回新たに栄養士の皆様もそれぞれ学校できちんと

んどん配置されていくと、いろんなことでこれから少しづつ動き出すと私は思つております。

○黒岩宇洋君 終わります。

○委員長(高橋良充君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

康維持の観点から望ましい食生活の実現に関する様々な施策が行われていますが、食育基本法のようない法律を制定している国はどこにもありません。

○円より子君 私は民主党・新緑風会を代表して、食育基本法案に対し反対の立場から討論を行います。

国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、ファーストフードのはらんなどに加え、遺伝子組換え食品や残留農薬、食品添加物の安全性の問題、BSE問題などの問題が山積していること。また、我が国の食料自給率がカロリーベースでわずか四〇%にとどまり、食の海外への依存の問題が一向に解決されていくことなど、この法案の前文にもうたわれているような我が国の食が抱える深刻な現状については私たちが議員として認識を共有するものであり、食や農を対象とする政策の重要性は、健康で文化的な本営の意味で豊かな国民生活を将来にわたって実現していくためにますます高まっていると考えます。

しかしながら、この食育基本法案には次のような問題点が含まれており、私たちが賛成できる内容とはなっておりません。

まず、食とは本来個々人の選択と自由に任せられるべきものであり、その内容について国家が介入すべき性質のものではないということ、

法案には健康な食生活という文言が多く用いられておりますが、何を健全な食生活と考えるかという点も、年齢、嗜好、体質などに応じて個人が自由に判断し、選択すべき問題であり、その在り方を国が基本法の形で規定して唱道し、食生活という個人の生活の内面にまで踏み入つて協力や責務を押し付けることには慎重であるべきです。アメリカ、イタリア等の欧米諸国でも、国民の健

既に文部科学省、厚生労働省、農林水産省等が食育に関する施策をそれぞれ推進しており、また地方自治体レベルでも食育を推進するための計画を策定したり、学校給食の在り方について見直しを行つたりするなど、独自の取組を推進しております。このような状況の中で、私たちががなすべきことは、食をめぐる環境を改善するための個々の具体的な施策を強力に推進したり、自治体レベルの取組を制度的にも財政的にも支援するための取組、仕組みを実現させることではないでしょうか。

発議者は、私と同僚議員の質疑に対し、この法律が成立すれば、食育に関する施策を実施する各都府県がこの法案を根拠に予算を獲得しやすくなるというメリットがあるのだと再三強調されて、食育に関する個別法や個々の制度改正についての検討は基本法の成立後の課題であると答弁されましたが、そのようなことでは、この法律は各都府県による予算獲得のための便利な道具として都合よく利用されるばかりではないでしょうか。

子供たちへの食育が重要であると考えられるならば、経済性の追求に偏り、食育の理念に照らして問題の多い学校給食のセンター方式から自校方式への転換、学校栄養職員や学校教諭の配置促進、家庭科教育の充実などの施策を実施することこそが急務のはずです。しかし、この法案は、基本法としての限界から具体的な施策については訓示規定にとどまっているため、例えば学校給食について、発議者からは自校方式の方が望ましいと思うとの答弁をいただきましたが、この法律の成立後、そうした発議者の意思が行政によつて十分に尊重され、具体的な施策に結び付くという確実な保証はありません。参考人としてお呼びした方の中には、センター方式に変わるときに反対意見を述べましたが、財政がもたないということで押し切られたと無念の思いを述べた方もおられます。基本

法の制定よりも、まず学校給食を自校方式に戻すことにエネルギーを注ぐ方がよほど重要な政治的責任ではないかと思われます。

さて、多くの国民は食の安全について高い関心を持ち、安全で安心できる食材を使ったおいしく健康にいい食事を自分でも食べたいし、家族にも食べさせたいと思っています。妊娠中の女性の場合や育ち盛りのお子さんのいる御家庭では特にそうでしょう。また、親子で一緒に食事を作ったり、家族そろって食卓を囲んだりすることの楽しさや大切さも、国に一々言われなくても皆分かっていることだと思います。

にもかかわらず、食品の安全性についての不安が依然として払拭されないのはなぜなのでしょう。栄養の偏りや不規則な食事、家族ばらばらの食事を余儀なくされているのもなぜなのでしょう。それは、これまで国がその責任において食品の安全に関する十分な情報を国民に分かりやすく提供してこなかったし、国民が仕事と家庭を両立できるように全力で支援してこなかったからではないでしょうか。

国が行うべきなのは、従来の農業政策や貿易政策をも含め、食をめぐる様々な問題の原因や背景を分析し、これまでの対応の不十分の点や問題点を検証し、その上で個々の課題について具体的に強力な施策を展開することです。そうした分析や検証を行わず、安全、安心な食生活を送るために必要な情報提供もなく、母親だけでなく父親も子供もそろって料理をし、家族そろって食卓を囲むことを可能にする環境整備もないままに、食育の名目で法律を制定して国民や家庭に責務を負わせることは、国の責任をあいまいにし、放棄することであり、本末転倒であると指摘せざるを得ません。

さらに、本法に基づいて設置される食育推進会議については、消費者や農林漁業者の代表の実質的な参加が行われるかどうか、法文上は明らかではありません。また、推進会議の所掌事務には、関係行政機関の相互調整や施策の実施状況に関する検証・評価及び監視の事務が明記されておらず、推進会議を設置することで食育に関する施策が本当に総合的、効率的かつ効果的に実施されるようになるかどうかも疑問です。年にわずかしかな開催されず、各省ばらばらの施策を追認するだけの会議であれば、設置しても無意味ではないでしょうか。

食育の基本理念の真の実現には、以上述べたような問題点のある基本法を制定することではなく、学校給食制度、栄養教諭制度、食品表示制度、雇用や仕事と家族生活の両立支援、また職住近接の住宅制度等々の具体的な諸制度を改善し、充実させていくべきであり、消費者や国民の権利の観点が必要であります。

国民の権利ではなく責務をうたう一方で、国等の施策について具体的方向さ示さない本法案には到底賛成しかねることを申し上げ、また、本法案の成否にかかわらず、私たち民主党は、食や農にかかわる個別法や各種制度の改善及び充実を追求し続けていく所存であることを表明し、私の反対討論を終わります。

○委員長(高嶋良充君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

食育基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高嶋良充君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

平成十七年六月十六日印刷

平成十七年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P